

食品企業の海外ビジネス展開支援に関する施策の動向

2025年6月25日

農林水産省 輸出・国際局 審議官
西浦 博之

食料・農業・農村基本法の改正

- 2024年5月、国内外の諸情勢の変化に対応するため、農政の基本理念や政策の方向性を示す**食料・農業・農村基本法**を四半世紀ぶりに**改正**。
- 改正法においては、**食品産業**の健全な発展を図るための施策として、**海外における事業の展開の促進**に明文で規定【法20条】。
- 食料の安定的な供給のための国内基盤を確保するための手段として、農産物の海外への**輸出の促進**についても規定【法22条】。

第1章 総則

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2～3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給に当たっては**、農業生産の基盤、**食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要**であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び**食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5～6 （略）

第2章 基本的施策

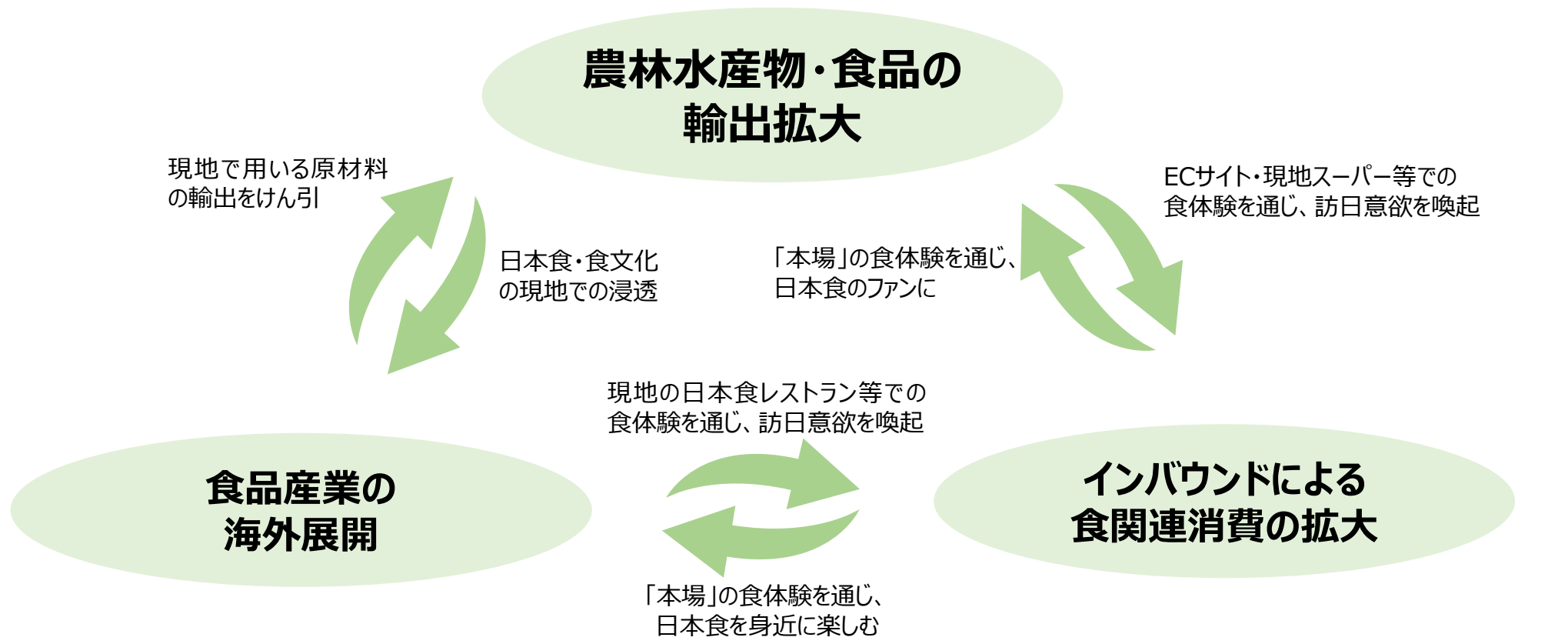
（食品産業の健全な発達）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため**、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、**事業基盤の強化**、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、**海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の輸出の促進）

第二十二条 国は、農業者及び**食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう**海外の需要に応じた農産物の**輸出を促進**するため、輸出を行う産地の育成、農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進等により農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の整備、輸出する農産物に係る知的財産権の保護、輸出の相手国とその相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議その他必要な施策を講ずるものとする。

- 農林水産物・食品の輸出拡大を加速すると共に、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して進め、各施策の相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化（地域の活性化に貢献）



新たな食料・農業・農村基本計画①

- 改正基本法に基づき、施策を総合的に推進するための新たな食料・農業・農村基本計画が、2025年4月に閣議決定。
- 国内の食料需要の減少が見込まれる中、**海外市場の成長力**を取り込み、輸出以外の形態も含めた**海外から稼ぐ力を強化**することで、食品産業の事業基盤等の強化を目指すことを。

1 農林水産物・食品の輸出の促進

(1) 需要拡大の取組

① 認定品目団体、ジェトロ、JF00D0等の連携による新市場開拓

海外の主要都市の日本食レストランや日系スーパー等へのアプローチだけでは、需要拡大の効果は限定的である。また、中国など一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止措置により、輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクが顕在化している。

このため、海外現地のレストランや現地系の大手スーパーといった非日系市場、未開拓の有望エリア等、新市場の開拓に向けて、現地における日本食・日本産食品のブランディング・商流構築やマーケットインでの供給拡大等を一体的に進めるため、認定品目団体、ジェトロ、JF00D0等の連携を促進するとともに、輸出支援プラットフォームにおいて、必要な体制の充実を図りつつ、引き続き現地での伴走支援を行う。また、日本食・食文化の魅力を海外に発信し、海外需要を拡大するため、在外公館等と連携しつつ、海外の外国人日本食料理人等と効果的に連携するとともに、アニメ等のコンテンツを始め、日本の強みを生かして、効果的なプロモーションを行う。

② 輸出先国・地域の輸入規制撤廃等に向けた働き掛け等

各国・地域との協議に必要な人的リソースに限られる中、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制が継続されているほか、各国・地域の衛生・検疫等の条件が輸出の障壁となる場合が引き続き見られており、効率的・戦略的な協議を実施する必要がある。

このため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、あらゆる機会をとらえて引き続き早期撤廃の働き掛けを政府一丸となって行うとともに、輸出解禁や、輸出条件緩和等に向けた動植物検疫等の協議を戦略的に実施する。

また、輸入規制の最新動向や撤廃等の成果を輸出事業者や現地の輸入事業者等に対して円滑に周知し、輸出拡大に向けた商談やプロモーション等を促すため、交渉を行う農林水産省等の**政府機関**、輸出支援プラットフォームや在外公館、JETRO 現地事務所等の**海外現地関係者**、認定品目団体等の**国内関係者間の連携を強化**する。

新たな食料・農業・農村基本計画②

2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大

農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するには、輸出に加え、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費を拡大していくことも重要である。食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費は、海外収益の拡大の観点から、モノの輸出と本質的に同様でかつ相乗効果が期待される。一方で、これまで、モノの輸出をターゲットに主要施策が展開されていたが、今後は食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的かつ効果的に進める必要がある。

このため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る観点から、輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、日本発のフードバリューチェーンの構築に向けて海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を推進する経済産業省やJETRO、インバウンドを振興する観光庁や日本政府観光局（JNTO）、JF00D0等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施する。

（1）食品産業の海外展開

食品産業の海外展開は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、食品産業の発展や経常収支黒字の拡大に寄与している。また、日本産原材料を用いた現地加工、日本食・食文化の理解促進等を通じ、輸出促進にも貢献するものであり、長期的な視点で投資を継続することが重要である。

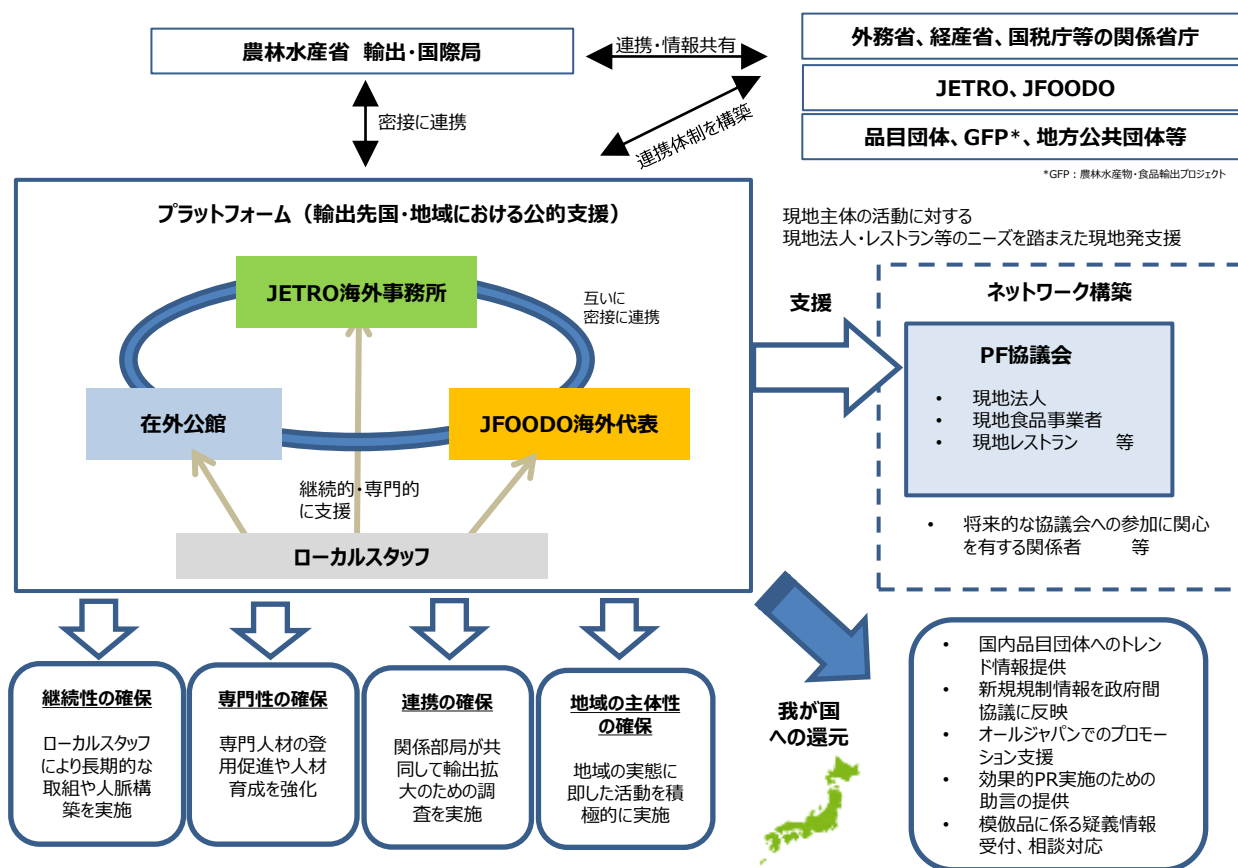
これまで農林水産省では、食品事業者の海外展開支援を目的とする「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」の枠組みの下で行われるセミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成支援等を実施している。また、これらの施策に加え、経済産業省等により講じられている業種横断的な施策も含め、食品事業者のニーズに対応したきめ細かな支援を一層強化し、バリューチェーンの構築につなげていく必要がある。

このため、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。これに向けて、海外拠点設置に対する制度融資の活用などの資金融通の円滑化を図るとともに、輸出支援プラットフォームを活用した海外現地での支援体制の強化、現地の法務・税務等に通じた専門家によるサポート、GFPによる事業者マッチング、セミナー開催、輸出に関する情報発信など農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国内外の枠組みを活用することで、食品産業の海外展開を促進する。

農林水産物・食品の輸出支援プラットフォーム

- **輸出支援プラットフォーム**は、農林水産物・食品の輸出促進を図るための一助として、**輸出先国・地域の現地**において**事業者への伴走支援**を行うために設立。主に在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員で構成。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の**10カ国・地域**（16拠点）において立ち上げ済。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ



グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会

- 世界的なバリューチェーン全体を通じた海外需要を獲得するため、食品企業の海外ビジネス展開を後押しする上での情報交換・発信の場として、セミナー開催やビジネス・ミッションの派遣を実施。
- 約800社となっている会員企業の多様なニーズをよりの確に反映した活動・運営に向けて、本年度、GFVC協議会の正副代表及び会員代表企業から構成するアドホック・アドバイザリーボードを設置し、議論を仰いでいるところ。

メンバー数： 966社・団体等 （2025年5月26日現在）

- ・民間企業（799社）、関係機関・団体（104社）、学識経験者（26人）、地方自治体（28）、関係府省（8）が参加。
- ・農業生産者から流通、外食、金融企業など川上から川下まで様々なセクターの企業等が加入。

主な活動内容

1. 食品産業の海外ビジネス展開に関する情報提供

海外でのビジネス展開に関するセミナー開催やメールマガジンの配信等を通じた優良事例や公的支援メニューの紹介。

- 令和6年度に実施した各種セミナー
 - （1）グローバルサウス市場の開拓に関するセミナー
 - （2）関西発の海外市場開拓の取組についてのセミナー
 - （3）環境等に配慮した海外ビジネス展開についてのセミナー
 - （4）海外現地における食品物流についてのセミナー
- 実務的な留意点をまとめた海外展開ガイドラインを策定・普及

2. 官民ミッション等を通じたビジネス・マッチング

官民参加のビジネス・ミッションの派遣等を通じて、日本企業単独では関係構築が難しい相手国政府や現地企業とのマッチング機会を創出。

主な官民ミッション実施国	
ASEAN	ベトナム、ミャンマー、タイ、インドネシア、カンボジア、フィリピン
南アジア	インド、ネパール
アフリカ	ケニア、南アフリカ
ロシア・NIS	ロシア、ウズベキスタン
中南米	ブラジル、アルゼンチン
大洋州	豪州
中東	サウジアラビア・UAE
欧州	オランダ、フランス

- 食品産業の海外展開に際し、現地のニーズを踏まえた、きめ細やかなサポートを実施すべく、農水省、経産省、JETRO等が連携し、**海外市場の特徴や事業ステージに応じた国内外での伴走支援体制を構築**
- 特に、海外現地において、「**輸出支援プラットフォーム**」の発展等により、法務・税務等に通じた**海外現地専門家**の配置や日系食品企業のネットワーク化を推進

